

保育士配置の要件緩和及び弾力化に関する検討について

1 検討の視点

本市では、全国トップレベルの保育利用児童数の割合及び手厚い保育士配置を確保しながら年度当初の待機児童ゼロを3年連続で達成しており、待機児童数が約8,500人にのぼる東京都などと同列の状況ではないものの、有効求人倍率の上昇や保育施設・事業所へのアンケート調査結果等から、年々、保育士確保が厳しくなっている状況が明らかになってきている。

このため、「保育士による保育」を大原則としたうえで、次のような視点を踏まえ、本市における対応について検討をお願いしたい。

○児童及び保護者にとってどうか。

(既に保育園等を利用している／これから保育園等を利用したい)

○保育士以外の者が保育に従事することによって生じる影響を、できる限り小さくできるか。

○保育士の負担軽減につながるかどうか。

○適用する期間をあらかじめ定めるかどうか。

○保育園・認定こども園と小規模保育事業所とで、それぞれの状況に見合った対応となるよう差異を設ける部分があるか。

2 個別の検討項目について

(1) 保育所等への臨時的な受入れの強化の推進

国が示している対策	保育施設の意見	参 考
保育士配置基準の国基準までの緩和	緩和すべきでないという意見が大多数	・小規模保育事業所等の本市における職員配置基準は、国基準どおりとなっている。

(2) 保育所等における保育士配置の弾力化

国が示している対策	保育施設・事業所の意見	参 考
①朝夕等の児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例	条件付き容認を含め、弾力化を認める意見が多い。	・歳児別配置基準による必要保育士数が2名以上となる時間帯はこの弾力化は適用されない。 ・保育園等の約7割の施設、小規模保育事業所の全施設において対象時間帯が生じている。 ・保育園等では、対象時間帯は開所時間の始め又は終わりの30分～1時間に限られるが、小規模保育事業所では朝夕に限らず開所時間のほとんどが対象時間帯となる事業所が一定数ある。

国が示している 対策	保育施設・事業所 の意見	参 考
②幼稚園教諭及び小学校教諭等の活用に係る特例	条件付き容認を含め、他資格者の活用を認める意見が多く、とりわけ幼稚園教諭の活用について肯定的な意見が多い。	<ul style="list-style-type: none"> ・歳児別配置基準における必要保育士数の中に幼稚園教諭等を含めてよいとする特例である。 ・当該特例は、国において、専門性を十分に発揮するという観点から、幼稚園教諭については3歳以上の児童、小学校教諭については5歳以上の児童を中心に保育することが望ましいとされている。 ・本特例は対象時間帯が限定されない。 ・現状でも幼保連携型認定こども園においては、経過措置（平成27年度から31年度までの5年間）の適用を受けて、幼稚園教諭免許のみの者が保育に従事することが可能である。 ・幼稚園教諭については、資格取得の特例制度を活用できるため他職種に比べて保育士資格を取得しやすく、有資格者になっていくことが期待できる。
③保育所における保育の実施に当たり必要となる保育士配置に係る特例	条件付き容認を含め弾力化を認める意見と、弾力化すべきでないという意見がほぼ拮抗している。	<ul style="list-style-type: none"> ・歳児別配置基準を超えて、公定価格上必要とされる保育士数の中に保育士無資格者を含めてよいとする特例である。 ・全保育施設が対象となる。（小規模保育事業所は適用されない。） ・本特例は対象時間帯が限定されない。 ・②の特例を認めるのであれば、同じ職種については本特例も適用するという考え方ができる。